徳島県開発審査会の概要

１　設置根拠

都市計画法第７８条に基づき設置した県の附属機関で、徳島県開発審査会条例　により組織及び運営に関して必要な事項が定められている。

２　委員の構成

法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから県知事が任命した委員７人で構成され、任期は２年とされている。（法第７８条第３項、条例第２条）

３　開発審査会で処理すべき事務

（１）市街化調整区域における開発許可等に関する審査

①　開発区域周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適当なもの（法第３４条第１４号）

②　当該建築物又は第１種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適当なもの（令第３６条第１項第３号ホ）

（２）審査請求に対する裁決（法第５０条第１項）

（３）市街化調整区域における土地区画整理事業の認可に関する審査
（土地区画整理法第９条第２項及び第２１条第２項）

４　過去３年の開催実績

令和５年度　　年５回
令和６年度　　年６回
令和７年度　　年６回

５　令和７年度の審査実績

（１）市街化調整区域における開発許可、建築許可

・開発許可案件　　１７件
・建築許可案件　　１０件
・報告案件　　１５件
・協議案件　　０件　　合計４２件

（２）審査請求に対する裁決

なし

（３）市街化調整区域における土地区画整理事業の認可

なし